第百十二条第二項第二号ロ中「当該対象事業所において、当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野（地域雇用開発促進法第六条第二項第二号に規定する地域重点分野をいう。以下同じ。）に属する事業を行うものとして当該都道府県労働局長が認めた事業主」を「第百四十条の二第一項に規定する戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業主」に改め、同号ハ中「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」を「実施都道府県区域」に改め、「。）を」の下に「、公共職業安定所又は職業紹介事業者（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により」を加え、「以下この号、次号、次項第二号ロ及び第五項第一号ハ」を「次号イ⑶」に、「対象事業所の設置の」を「創業の」に改め、「、かつ、⑵に掲げる日から起算して三年を経過した日までの間において、相当数の求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れ」を削り、同号ニ中「同意雇用開発促進地域」を「実施都道府県区域」に改め、同項第三号イ⑶中「又は当該同意雇用開発促進地域」の下に「若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」を、「。）を」の下に「、公共職業安定所又は職業紹介事業者（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により」を加え、同号イ⑷中「満了の日」の下に「（次項第三号において「満了日」という。）」を加え、同条第三項中「地域求職者雇用奨励金」を「地域雇用開発奨励金」に改め、同項第一号に次のように加える。

ハ　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）したとき。

第百十二条第二項第二号に次のように加える。

ハ　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）したとき。

第百十二条第三項第三号を次のように改める。

三　前項第三号に掲げる事業主　次のいずれかに該当する場合

イ　満了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第三号イ⑵の設置に係る事業所の同号イ⑶の雇入れに係る労働者の数が同号イ⑶の厚生労働大臣の定める数未満となつたとき。

ロ　満了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）したとき。

第百十二条第六項を削る。

第百十四条第一項中「同号ニに掲げる者」を「季節的業務に従事する者」に改め、同条第二項中「試行雇用奨励金」を「トライアル雇用奨励金」に改める。

第百十五条各号列記以外の部分中「及び第百四十条」を「、第百四十条及び第百四十条の二」に改め、同条第二号中「事業主」を「中小企業事業主」に、「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号ハ」に改め、「又は雇用管理制度の整備等」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第五条第一項に規定する認定組合等（以下「認定組合等」という。）又は中小企業事業主に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第二項第一号イの中小企業労働環境向上事業及び同号ロの雇用管理制度の整備についての助成に係るものに限る。）を支給すること。

第百十五条第十四号を次のように改める。

十四　事業主に対して、キャリアアップ助成金（第百三十三条第一項第一号ハ⑴の一般職業訓練及び同号ハ⑵の有期実習型訓練についての助成に係るものを除く。第百十八条の二、第百二十条及び第百二十条の二において同じ。）を支給すること。

第百十六条第二項第一号ハを次のように改める。

ハ　その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいる事業主

第百十六条第二項第二号イ中「前号ハ⑴」を「前号ハ」に改め、「事業主」の下に「（中小企業事業主に限る。）」を加え、同号イ⑴及び⑵中「同号ハ⑴」を「同号ハ」に改め、同号ロ中「前号ハ⑵」を「前号ハ」に改め、「事業主」の下に「（中小企業事業主を除く。）」を加え、同号ロ⑴及び⑵中「同号ハ⑵」を「同号ハ」に改め、同条第三項第二号イ⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　初年度及び初年度の翌々年度から初年度から起算して四年度を経過する年度までのいずれかの年度（対象保育施設の運営が適正に行われていると認められる場合に限る。）において、対象保育施設の設置又は整備に要した費用（⑵に掲げる費用を除く。）の六分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）に相当する額（その額が七百五十万円を超えるときは、七百五十万円（中小企業事業主にあつては、その額が千百五十万円を超えるときは、千百五十万円）

⑵　初年度及び初年度の翌々年度から起算して四年度を経過する年度までのいずれかの年度（対象保育施設の運営が適正に行われていると認められる場合に限る。）において、対象保育施設の運営に要した費用の六分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）に相当する額（現に存する施設を建て替えて行うものを除く。）に要した費用の六分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）に相当する額（その額が三百七十五万円を超えるときは、三百七十五万円（中小企業事業主にあつては、その額が五百七十五万円を超えるときは、五百七十五万円））

第百十六条第三項第二号ロ中「において要した費用」の下に「の額から当該施設の定員の総数（その総数が十人を超える場合にあつては、十人）に当該施設の運営月数を乗じて得た数に一万円（中小企業事業主にあつては、五千円）を乗じて得た額を控除した額」を、「二分の一」の下に「（中小企業事業主にあつては、三分の二）」を加え、同条第四項第一号中「該当する事業主」を「該当する中小企業事業主」に改め、同号イ⑴中「事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて」を「中小企業事業主（」に、「事業主に」を「ものに」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第六号に規定する一般派遣元事業主若しくは特定派遣元事業主」を「派遣元事業主（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二十三条第一項に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ⑵中「事業主」を「中小企業事業主」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主

⑴　その期間を定めて雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、通常の労働者と同一の育児休業制度及び原職等復帰措置を設け、かつ、当該被保険者のうち、育児休業をした期間が六箇月以上であるもの（被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が六箇月以上であるもの）であつて、平成二十五年四月一日以降に育児休業を終了した者を、育児休業後に当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、又は通常の労働者に転換させ、育児休業後六箇月以上継続して雇用した中小企業事業主であること。